

第2回産業経済常任委員会

令和5年6月21日（水）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶
2. 市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第64号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- (2) 請願第1号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願

出席委員（7名）

委員長	田中喜登	副委員長	田口琢弥
委員	中島ゆき子	委員	今井政良
委員	伊藤厳悟	委員	一木良一
委員	吾郷孝枝		

欠席委員（なし）

委員外議員

議長	田中副武	議員	鷺見昌己
議員	飯塚英夫	議員	森哲士
議員	尾里集務	議員	中島新吾

説明のため出席した者の職・氏名

市長	山内登	副市長	田口広宣
教育長	中村好一	まちづくり推進部長	田谷諭志
総務部長	今瀬成行	観光商工部長	河合正博
観光課長	今井寛司	商工課長	杉山勝彦
観光施設長	熊崎一彦	建設部長	大前栄樹
建設課長	今井伸哉	農林部長	都竹卓
農務課長	青木幹典		

職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 今 井 満

議 会 総 務 課 主 任 主 査 柿 ヶ 野 明 広

○委員長（田中喜登君）

改めまして、おはようございます。

お疲れさまでございます。

ただいまから産業経済常任委員会を開催いたします。

よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名で定足数に達しており、委員会は成立をしております。

本日、1番、3番、4番、6番、13番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

それでは、市長、御挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登君）

おはようございます。

本日も産業経済常任委員会、どうぞよろしくお願いいたします。

昨晚、しみずの湯、ホリスティック南飛驒の株主総会がございまして、筆頭株主として出席をさせていただきまして、その後の懇親会もあって、経営状態については非常に持ち直してきておいて、多くの方に御利用していただいておりますということで、エリア全体の活性化についても皆さん方と本当に意見を交わすことができ、とってもよかったなというような印象を持っております。また、四美ナリエが今年久しぶりに、7月29日に開催をするということで、市のほうもしっかりと補助をさせていただいて、またこれ、6年ぶりぐらいとかとおっしゃってみえましたが、久しぶりでございますので、またしっかり支援していきたいと思っておりますし、また皆さんもどうぞお出かけいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（田中喜登君）

ありがとうございました。

続きまして、議長、挨拶をお願いいたします。

○議長（田中副武君）

おはようございます。

委員会審査ということで、2日目、今日は産業経済常任委員会ということで、大変お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

本日は付託案件ということで、議第64号そして請願第1号ということで2件ございますが、よろしくお願いいたします。

これまで、今日までが天気がいいようなことで、明日からまた雨がというような梅雨の時期ですので、こういう天気も当たり前なのかなというふうに思いますが、8月はかなり猛暑が続くような長期予報でお話がありました。体調管理、自然災害、いろいろ危惧するところは多いわけですが、皆さんもそれぞれ気をつけていただけたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（田中喜登君）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔・明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめぐといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁についても簡潔・明瞭にお願いいたします。

なお、当委員会の採決は全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和5年第4回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第64号及び請願第1号の2議案について審査いたします。

なお、請願第1号の審査時は、出席を依頼しています観光商工部以外の執行部の皆さんにおかれましては、退席いただいても構いません。請願審査終了後、再度執行部に御出席をいただき、討論、採決、協議報告事項と進めてまいりますのでお願いをいたします。

委員及び執行部の皆さんは、円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは、付託案件の審査に入ります。

議第64号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、説明をお願いいたします。

○農務課長（青木幹典君）

おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案書の37ページ、参考資料のほうで説明させていただきます。

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例要綱でございます。

1番目として、改正理由、地理的条件が不利な中山間地域において、安定した営農の維持を図るため、岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

2番目、概要といたしまして、(1)土地改良事業のかんがい排水事業名を改めます。

(2)県の補助率がかさ上げされたため、県単独事業かんがい排水事業及び県単独事業農道整備事業の受益者負担率を5%引き下げます。別表関係でございます。

(3)この条例は公布の日から施行します。これも附則関係でございます。これにつきましては、36ページを見ていただくと分かりやすいかと思いますが、かんがい排水事業、ため池事業、農道整備事業の県の補助率が5%かさ上げされたことにより、その他の土地改良事業に区分されていたため池事業をかんがい排水事業に入れ、農業整備事業とともに一層の整備促進を図るため、受益者負担率の5%の引き下げに充てるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（田中喜登君）

ただいま執行部の説明いただきましたが、いつもの説明とちょっと一部違いまして、最初の提案のところが抜けておったような気もいたしますが、そこは割愛ということで、次へ進めますが、よろしいですか。

[挙手する者なし]

今の説明に対して何か質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑ないようでございますので、議第64号についての質疑を打ち切ります。

それでは、ただいまから請願の審査を行います。

出席を依頼しています観光商工部以外の執行部の皆さんにおかれましては、休憩のため、一度退席していただいても結構でございます。

暫時休憩いたします。

午前9時37分 休憩

午前9時38分 再開

○委員長（田中喜登君）

それでは、再開します。

当委員会に審査を付託されました請願第1号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願について審査いたします。

請願の審査上、請願の紹介議員及び請願内容の関係部局から観光商工部の出席をいただいております。

請願の趣旨説明を紹介議員である13番 中島新吾議員に求めます。

○委員外議員（中島新吾君）

おはようございます。

請願書審議、よろしく申し上げます。

この請願は、高山にあります飛騨民主商工会会長の塚本さんから出されたものです。

紹介議員として請願書をまず読み上げて、ちょっと意見を付け加えたいと思います。

インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書。

コロナ禍の影響に加え、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞、悪化を招いています。物価高倒産は前年度比で3.4倍、帝国データバンクの4月10日付に上がっています。

インボイス制度が実施されれば、消費税の免税事業者への新たな税負担や苛酷な実務負担が押しつけられます。またインボイス登録をしない小規模事業者の取引排除が広がれば、地域経済はますます疲弊することになります。

影響を受けるのは小規模事業者等の免税業者だけではありません。太陽光パネルを設置して売電している家庭や敷地に飲物などの自動販売機を設置している家庭にもインボイス発行事業者登録に関する働きかけが行われています。これについて、またあと少し簡単に説明します。

国会では消費税は預り金でないこと、またインボイス制度が実施されることで電気代が値上がりすることも明らかにされました。シルバー人材センターへの発注単価を引き上げるように政府は自治体に求めています、こうした対応は住民への負担増にもつながりかねません。

政府は161万者がインボイス制度の対象になり、2,480億円の増収になると試算しているように、インボイス制度は税率変更を伴わない消費税の増税策です。

今インボイス制度が始まれば、これまで国や自治体から支援を受けコロナ禍や物価高から事業の維持・再建を図ろうとしている中小事業者や農業従事者、フリーランス等に大きな足かせとなることは火を見るより明らかです。

以上の趣旨により、以下の請願を行います。

インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付していただくこと。

ここにまとめて請願の趣旨は書いてあるんですけども、今年の10月からこの制度が開始される予定です。もう本当に広範な事業者に影響が及ぶと。ここにも書いてあるように、161万者が対象になるであろうという読みです。ところが、今の現状、この制度の周知がまだまだ不十分です。業者の人も、その関係する人たちも。このままいくと、多くの混乱を招くことになるんじゃないかと心配されています。それから、課税業者になると経理の変更をしなくてははいけません。そういうのもまた大変な作業量が増えますんでということになります。

それで、先ほど読みました請願書の途中にあります自動販売機等のことですが、これは2月に総務省のほうを対象になる可能性があるのではという通達書を送っています。これ、えっということで問題になって、今の段階では特例ができて、その後、家庭の庭に置いてある自販機については特例でね、要するに売上げが低いということで、特例の対象になっています。この請願書をつくっておるときは、その動きのところでしたので、こういう文章になっていますけど。それから、太陽光パネルについては、これも特例ができています。そんなに大きくない家庭の太陽光パネルについては。

ただ、今度、固定料金で中部電力が買い取るという制度から、そうでなくなります。そうなった場合に、設置者の経費、これはインボイス発行を中電が求めてきた場合、やっぱり出さないかんのかなということになるんじゃないかと。というのは、中部電力の電気料金の設定の基準の一つになるわけですよ、その経費が。それをインボイスがないと、中部電力が全部持たないといけないということで、電気料金の値上がりにつながるんじゃないかという、今、指摘がされています。

そんなようなことで、インボイス制度をやると言っ、やっている政府のほうも、まだそういう問題が細かく整理されずに、後から特例をつくるような、こんなレベルで進んでいます。ですから、これ10月に開始されたら、本当に混乱がまた大きくなるんじゃないかということが心配されます。

下から5段目ぐらいに、政府の試算では2,480億円の増収になるという試算がされていますけれども、ある大学の研究機関が試算したところ、こんなことじゃないと、1兆円近い増収になる

んじゃないかという結果というか、試算が出されています。

最後に、昨日、東京都渋谷区がこのインボイス制度の実施延期を求める意見書を全会一致で決議しました。その前に、杉並区も決議しております。

以上、ぜひ決議していただけるよう、議論よろしくお願ひします。

○委員長（田中喜登君）

質疑に入る前に、報道機関より取材の申込みがありましたので、これを許可いたします。

それでは、本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（吾郷孝枝君）

すみません、今コロナで、この3年間、景気が物すごく落ちているというときに、世界でやっぱり消費税に当たる付加価値税、これの引下げをした国が100近くあるというふうに報道で聞いているんですけども、日本は消費税10%をそのままにして、そしてさらにこのインボイス制度で消費税をもっと取るというようなやり方、これはやっぱり本当にこの時期にやっていいのか、本当にたくさんの人が影響を受けて、やっていけなくなるという事態にもなってくるので、私はこの実施延期と出されている、これは当然のことだというふうに思います。

○委員長（田中喜登君）

今、質疑でございますので、討論に関しましては、後ほど機会を設けますので、そのときまた御発言をいただければと思いますが、よろしくお願ひします。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

それでは、請願に関して、インボイス制度の概要、導入により推測される問題点などについて、委員会のほうから観光商工部のほうに、ちょっと問いかけをしてございます。そのことについて御説明をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○商工課長（杉山勝彦君）

本日はインボイス制度の概要と導入に伴います推測される問題点について、私のほうから御説明させていただきたいと思ひます。

インボイスをちょっと説明する前に、消費税について説明させていただきますけれども、消費税の計算は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除して計算をすることになります。令和5年10月1日からは、この課税仕入れに係る消費税を控除する、いわゆる仕入れ税額控除になりますけれども、こちらの適用を受ける際には、適格請求書、これをインボイスといいますけれども、こちらが発行された仕入れの場合のみ控除を受けることができるようになるというものでございます。この適格請求書、インボイスとは、従来の請求書の記載内容に加えまして、請求書発行事業所の登録番号、それから税率ごとに分けた売上合計額と、その適用税率、そして税率ごとに分けた消費税を記載した請求書になります。

このインボイスの導入の目的につきましては、取引における正確な消費税額と消費税率を把握することにございます。令和元年10月より消費税の軽減税率が導入されまして、仕入れ税額の中には8%のものと10%のものが混在するようになりました。事業者にとっては、2種類の消費税率から消費税を計算する必要がございますので、令和5年10月1日からは請求書に消費税率ごとの売上額、そして消費税額、これが記載されることで、仕入れに係る消費税を正確に把握できるようになるというものでございます。また、事業者は税務署に消費税の納付することになりますけれども、仕入れ税額控除の計算根拠となります請求書、こちらに繰り返しになりますが、消費税率ごとの売上げ、消費税額が記載されることで、仕入れ税額控除の不正、それからミスといったことを防ぐことにもつながるといえるものでございます。

このインボイスを発行するに当たりましては、税務署に登録申請書を提出し、インボイス発行事業者としての登録と登録番号の発行を受ける必要がございます。インボイスについては、先ほどの話で、令和5年10月1日から始まりますけれども、この発行事業者になるためには9月末日までに申請を済ませなければなりません。ただ、10月2日以降も引き続き申請は可能ですけれども、提出してから15日以後の登録ということになりますので、基本的には9月末日までに申請を済ませていただくことになろうかと思っております。

どういった事業者がインボイスの対象になるかでございますが、インボイス事業者になるか、ならないかは事業者の任意でございます。最終的には、事業者判断ということになりますけれども、ちょっと分けけて御説明いたしますと、まず課税事業者の場合と免税事業者がございますので、それぞれについて説明をさせていただきます。

課税事業者の場合、現在課税事業者でインボイスの登録を行った場合は、当然インボイスの発行が可能になりますので、買手である取引先、こちらは仕入れ税額控除が可能でございます。一方、インボイス登録をしない場合ですと、先ほどの登録番号といったものがもらえませんが、実質インボイスに記載されます登録番号がありませんので、実質インボイスが発行できず、取引先では仕入れ税額控除ができません。

次に、免税事業者の場合でございますけれども、そのまま免税事業者としてインボイスの登録をしないという選択肢はございます。その場合、免税事業者でございますので、自社の消費税の計算については影響はございません。けれども、インボイスの発行ができませんので、取引先である買手側になりますが、仕入れ税額控除はできないということになります。

取引先の仕入れ税額控除ができるように、免税事業者がインボイスの登録事業者として登録するとすると、課税事業者に切り替える必要がございますので、免税事業者であったのが、消費税の申告、納付といったものが発生するということになります。このインボイス制度の導入に当たりまして、経過措置それから緩和措置もございますので、そこについても御説明をさせていただきます。

1つ目が、仕入れ税額控除の経過措置でございます。インボイス制度導入後は、免税事業者からの仕入れについては、仕入れ税額控除は行うことはできません。けれども、制度導入から6年

間については経過措置がありまして、仕入れについての控除、何%という控除がございます。

2つ目が、免税事業者がインボイス登録事業者になる場合の負担軽減でございますが、免税事業者がインボイス登録を行いますと、消費税の負担や消費税の計算といった事務負担が発生しますので、その軽減として、納付する消費税額については、一律売上げの2割とするという、一定の率を掛けて、2割とするという計算の軽減と、消費税の負担の軽減がされるという経過措置もでございます。

最後に、インボイス制度の導入に伴います推測される問題点について、説明をさせていただきます。

1つ目が、インボイス登録事業者にならないと、取引先では仕入れ税額控除ができませんので、取引相手に選ばれにくく、取引が減る可能性はございます。また、免税事業者の場合は、課税事業者に切り替える必要がございますので、消費税の申告、納付、それから消費税申告に伴う事務負担といったことが発生するということもございます。最後になりますが、インボイスの登録を受けて、インボイスを発行するためには請求書への記載内容が変わってきますので、この記載対応として大きな事業所等になりますと、システムの導入といったものや改修といったことが必要になってくるという点、3点が問題点としてあろうかなというふうに考えております。

私のほうから以上、概要とそれから問題点について説明をさせていただきました。以上でございます。

○委員長（田中喜登君）

ありがとうございました。

皆様方に少しでも背景等をしっかりと御理解をいただきまして、その上で御審議をしていただきたく、特別に観光商工部にお願いをして、今現在こうやって説明をしていただいたような経緯でございます。

今の御説明に対して、何か質疑はありませんか。

○委員（一木良一君）

今、委員長説明されました件ですけど、そもそもこの請願の紹介議員で中島新吾議員が見えるのであれば、中島新吾議員に対して、紹介者側に対して質疑をするのであって、今の執行部の補足説明は、本来はあり得ん、この委員会において、請願の案件について。だから、今、委員長が説明された、いいけど、本来は補足説明する必要はない。そこだけちょっと言っておきます。

○委員長（田中喜登君）

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で請願第1号の質疑を打ち切ります。

観光商工部の方々、ありがとうございました。

ここで、執行部に再度出席をしていただくために、暫時休憩といたします。

午前9時57分 休憩

午前9時58分 再開

○委員長（田中喜登君）

それでは、おそろいでございますので再開いたします。

当委員会に審査を付託されました議第64号及び請願第1号について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

○委員（中島ゆき子君）

請願第1号について、反対の意見を述べさせていただきます。

商工会のほうでは、業者の方からいろいろなインボイスに対する質問等に丁寧にお答えをされていて、どうされるかということをよく御相談いただいて、インボイス登録される方については、しっかりできるように取組をしているというお話を聞いてきましたので、残りあと3か月ちょっとのこの時点になって、このインボイス制度の延期を求めるということについては、現場での混乱を招くおそれがあると私は思いますので、この意見書を出すことについては、私は反対をいたします。

○委員長（田中喜登君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

○委員（吾郷孝枝君）

私はインボイス制度の実施、延期を求める意見書をぜひ議会から上げてほしいというこの請願に賛成します。

今、中島ゆき子委員も言われましたけれども、商工会の話ね、私も商工会に入ってみえる方、そして見えない方も含めていろいろ意見を聞きました。皆さん、本当に知らない、分からない、議員ですら今の制度、説明を受けなくちゃいけないような、こんな状況。本当に、これが10月から実施なんてことになったら、本当に大混乱になるというふうに思います。

ここは、もっとやっぱりみんなが理解して、このインボイスを導入したらどういうことになるかということも、もっとやっぱり研究したりしなくちゃいけないというふうに思いますし、私は何よりもやっぱりこの導入によって、今冷え込んでいる経済がもっと冷え込んでしまう。中小の事業者さん、やっていけなくなってしまう。仕事が回ってこなくなってしまう。こういうことをやっぱり議会が心配しなくちゃいけないと思うんですよ。

インボイス制度については、もっとやっぱり私たち独自でも研究、勉強して、これが市民にどう影響を与えるかぐらいは、やっぱりちょっとしっかりやらないかんと思っています。そういうことも含めて、やはりこの10月実施というのは、物すごく無理があると思いますので、まず延期するということが大事だと思います。

○委員長（田中喜登君）

ほかにございませんか。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようでございますので、以上で議第64号及び請願第1号について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、ただいまから採決を行います。

議第64号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第64号については全会一致で可決すべきものと決しました。

請願第1号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願、本件を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、請願第1号については賛成少数で不採択すべきものに決定いたしました。

以上で当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了します。

午前10時02分 終了